

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26884071

研究課題名(和文)戦後政治史のなかの主権と人権の創発と定着に関する研究

研究課題名(英文)The Emergence and Establishment of Sovereignty and Human Rights in Postwar Japanese Political History

研究代表者

林 尚之(HAYASHI, Naoyuki)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：20733273

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文):研究成果は次の通りである。(1)近代日本の安全保障政策構想と日米安保体制の分析を通じ、憲法制定議会において憲法9条の非武装平和主義が国連の集団安全保障と不可分のものとして構想されていたことが明らかになった。(2)戦前戦後改憲論の検討を通じ、国体論が、敗戦、ポツダム宣言受諾、日本国憲法制定を帝国憲法の法理との連続性で説明する論理となっていたことがわかった。(3)戦後原子力開発の研究を通じ、岸内閣の自主防衛力整備計画は、安保破棄という非常事態が生じた場合に対処するため核能力を保有しておくことを目的として構想されていたことが示された。以上を通じ戦後史における主権と人権の創発と定着の形を明らかにした。

研究成果の概要(英文):First, it revealed, through analysis of the security policy plan of Japan and the Japan-US Security Agreements, that the pacifism of the 9th article of the Constitution was perceived as an integral aspect of the collective security of the UN. Second, the analysis of the ideas regarding constitutional amendment during the prewar and postwar periods found that the national polity theory makes it possible to explain that defeat in World War II, acceptance of the Potsdam Declaration, and establishment of the Constitution of Japan were theoretically under the Constitution of the Empire of Japan. Third, the analysis of postwar development of nuclear energy revealed that the Kishi Cabinet's plan to improve defense capacity was drawn up with the goal of possessing a nuclear capability that would deal with emergent situations denounced by the US-Japan Security Treaty. In sum, this study reveals how sovereignty and human rights emerged and were established in postwar Japanese political history.

研究分野：近現代史

キーワード：戦後政治 戦後改憲思想 国際法思想 安全保障政策構想 日米安保 原子力開発史 主権論

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで日本学術振興会特別研究員DC2の研究課題「明治憲法体制から戦後憲法体制に至る歴史的連続性についての研究」、特別研究員PDの研究課題「大日本帝国憲法と日本国憲法における主権と人権の原理に関する研究」に基づき、政治思想史と憲法思想史の観点から、戦前戦後の憲法改正問題に関する検討を通じて、近代日本における主権、人権、近代立憲主義の意味を究明してきた。具体的には、戦前の憲法解釈（憲法構造）の変遷とその隘路を跡づけ、帝国憲法体制の危機と日本国憲法成立に関する歴史研究を行ってきた。

先行研究では、政治史においては、日本国憲法の基本理念である基本的人権・平和主義・国民主権の源流を、敗戦と占領の所産もしくは自由民権運動が受容した天賦人権論に代表される西欧近代の知や大正デモクラシーに求める研究が主流であった。

また、憲法史の分野では、帝国憲法と日本国憲法との法的連続性、帝国憲法の改正過程における法的手続きとしてのみ着目されるだけで、帝国憲法下の政治過程、法解釈の変遷から日本国憲法の成立の必然性を明らかにする研究はほとんどないのが現状であった。

そこで研究代表者は、日本国憲法の成立を歴史的に解明するには、帝国憲法の歴史のなかから主権、人権、立憲主義といった近代原理の展開と帰結を探り出し、日本国憲法を帝国憲法の矛盾の克服から必然的に生まれた歴史的産物として捉え直す必要があるという問題意識を持った。

この試みは、日本国憲法を日本近代史の連続性の中に位置づけ、近代日本の全体像を再構築することを最終目標にしている。

2. 研究の目的

本研究は、戦後政治の形成過程を主権と人権の歴史的解明という研究視座から総合的に検討することを目的にしている。

その際に、第一に、戦前・戦中・戦後の歴史的連続性を重視する。

第二に、戦後政治の基盤形成のメカニズムを解明するために、日米安保体制史、戦後改憲史を相互に関連したひとつの戦後史として扱う。

第三に、主権、人権、立憲主義とは何であるのかという根本的な問いを見据えて日本近現代史を検討する。長期的には、このような研究作業を通じて、戦後史の再検討を行う。

これまでの歴史的連続性を重視する研究方法を踏まえた上で、主権と人権の歴史的解明という視座から、戦後政治の成立基盤に関わる政治的出来事を対象にして分析を行う。

具体的には、日米安保体制の成立や再軍備、それらを契機とした戦後改憲論の展開と帰結といった政治的出来事に対して、政治史、思想史、憲法史、法制度史など多角的なアプロ

ーチ方法によって分析する。このような総合的な歴史研究は、戦後政治の基盤形成に関わる政治的出来事を実態面だけでなく純理の次元から論理構造的に把握することを目的としている。

「主権とは何か」「人権とは何か」「立憲主義とは何か」という根本的問題を常に見据えながら、法解釈の変容や適用の妥当性、国際法理論、憲法理論との関係の把握、法制度とその成立の経緯の背景にある法理念の検討、政治過程の追跡を行うことで、戦後政治の基盤形成を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、日本近代史のなかで主権の原理との相関から人権の展開や立憲主義の意義などを明らかにする目的から、戦後政治の形成の画期となった政治的事件の分析・考察を行う。政治史、思想史、憲法史など多角的な視点から分析を行う。

1945年の日本国憲法の制定期からサンフランシスコ講和条約・日米安保条約の締結を経て、池田勇人・佐藤栄作内閣期といった自民党政権安定期までを分析時期に据える。

具体的な分析対象としては、日米安保体制の形成過程と戦後改憲論（運動）を扱う。次の手順で二つの研究を進める。

(1)【日米安保体制と日本の安全保障政策構想に関する研究】

戦前の国際法思想、安全保障構想の研究を踏まえて、戦後政治の基盤形成のメカニズムの解明という問題視座から、日米安保条約の成立過程とその思想的背景に関する研究を行う。日米安保体制の形成過程に関しては膨大な先行研究がある。

研究代表者は従前の日米安保体制史研究を踏まえながら、第九条の戦争放棄を掲げる日本国憲法のもとで日米安保条約が締結された意味とは何か、日米安保体制の確立が日本国憲法体制をどのように変容させたのかを考える。

また、自主防衛論の問題との相関関係のもとで、戦後日本の平和主義、国連中心主義、日米安保中心主義の歴史的意味を考察する。この考察を通じて、改めて戦後体制とは何であったのかを検討する。

具体的な作業としては、平和・安全保障研究所所蔵の外務省条約局法規課『平和条約の締結に関する調書』（『堂場筆文書』）や憲政資料室所蔵の外務省記録対日平和条約関係、準備研究関係等の外交文書の調査・収集を行い、日米安保と憲法の関係、戦後の安全保障政策構想を明らかにするために、国連やアメリカに対する軍事的協力の文脈のなかで展開された政府の自衛権解釈、憲法九条解釈を体系的に把握し、分析する。

(2)【戦前戦後の改憲論（運動）に関する研究】

研究代表者はこれまで、帝国憲法の明文改憲の可能性と限界を、戦前の憲法論議、特に

主権をめぐる憲法論争の検討を通じて解明してきた。第2次近衛内閣成立の際に近衛が天皇に提出した「国策についての上奏文」(1940年7月、『近衛文麿関係文書』R1、陽明文庫、国立国会図書館憲政資料室所蔵)のなかには、憲法の改正ないし運用の変更の提言があった。『木戸幸一日記』には、この近衛の提言に対して天皇が前向きな姿勢であったことが記されている。

このように、近衛新体制運動は憲法改正を射程に入れた運動であった。この事実を踏まえて、申請者は、憲法改正問題の歴史的意味や戦後憲法との関連を明らかにするために、天皇機関説事件後の主権をめぐる憲法論議を検討してきた。

以上の研究を踏まえて、今後は、戦前戦後の憲法改正問題の検討を通じて近代日本における立憲主義の意味を究明する。その際に次のような問題意識のもとで研究を行う。改憲運動を議論の俎上にあげる際に、戦前からの解釈改憲の潮流を押さえることが最も重要であろう。帝国憲法も、そして第九条の解釈を中心に日本国憲法も解釈改憲的な方法で運用されてきた。つまり、戦前戦後の憲法の歴史は解釈改憲の歴史といっても過言ではない。

しかし、戦前の憲法改正問題(解釈改憲)の文脈のなかで戦後憲法の改憲問題を論じた研究はあまりない。

そこで本研究では、戦前の改憲問題の文脈を踏まえた上で憲法史における戦後改憲運動の歴史的立場を改めて問い直す。

具体的には、講和条約・安保条約締結後に、アメリカの再軍備(自主防衛力整備)の要求を契機に起こった戦後改憲運動がなぜ平和主義、国民主権、基本的人権尊重といった日本国憲法の基本原理の変更を迫る「憲法革命」的な性格を持つようになったのかを問題にする。このことを第二次世界大戦、敗戦を政府がどのように受け止めていたか、改憲勢力がどのように認識していたかをみていくことで明らかにする。

その考察を通じて、ポツダム宣言受諾=敗戦のなかから生まれた日本国憲法とは何であったのか、近代日本の立憲主義とは何であったのかあらためて問う。

主に、憲政資料室所蔵の『佐藤達夫関係文書』、『入江俊郎関係文書』、憲法調査会『日本国憲法改正諸案』、自主憲法期成議員同盟と関連した新聞・雑誌記事、学術論文・書籍、憲法調査会『憲法調査会会議議事録』、『憲法調査会報告書』、赤坂幸一編『初期日本国憲法改正論議資料 萍憲法研究会速記録(参議院所蔵)1953-59』等々の調査・収集を行い、憲法制定過程、憲法九条の平和主義や基本的人権、押しつけ憲法論等の日本国憲法批判の論理、憲法改正構想の関する資料に基づいて、日本国憲法を批判する法理論や政党(政治家)の憲法観、戦後改憲論の潮流の再検討を行う。

以上のように日米安保体制の形成過程と戦

後改憲論の展開を相関的に把握し分析する作業を通じて、戦後政治史を再検討する。

4. 研究成果

(1)26年度は、戦前の国際法思想、安全保障論の研究を踏まえた日米安保体制の研究、戦前の改憲問題の文脈を踏まえた戦後改憲思想(運動)の研究を行った。

【近代日本の安全保障政策構想と日米安保体制に関する研究】

日本外交の原則である国連中心主義、日米安保中心主義の確立過程、その思想的背景を検討することを通じて、戦後日本の主権国家とは何であるのかを問題にした。

このことを、憲法制定議会における憲法第9条と国連加盟をめぐる政府見解、平和条約・安保条約締結にむけての準備過程における外務省の基本方針及び日本の日米安全保障条約案にみられる安全保障構想、国連加盟における憲法論議を分析することで試みた。

憲法制定議会において、憲法第9条の非武装平和主義が堅持される前提条件として、国連の集団安全保障措置に基づいて日本の安全保障が構想されていたこと、そして、日本において独立後の、再軍備=自主防衛力の整備は、日米安保体制を効果的に補完する潜在的自主防衛力として位置づけられ、必要最小限度の戦力保持にとどめることができたことが明らかになった。

【戦前戦後改憲論に関する研究】

戦後改憲思想・運動の歴史に関する先行研究の整理・検討を行った上で、国民精神文化研究所所員井上孚麿と大串兎代夫の国体論を検討することで、戦時期の非常大権論と戦後の改憲思想との連続性を検討した。

また、大串が非常大権論に依拠してポツダム宣言受諾、日本国憲法制定を帝国憲法の法理から説明していたことを明らかにし、その点から帝国憲法の法的有効性が戦後においても継続しているという前提を改憲思想が共有していたという見解を提示した。

この考察を通じて、戦後改憲思想の非立憲主義的特質の意味を探り出した。以上の考察の結果、「臣民」の主体化とともに天皇の主体化を要請するものであった戦時期の国体論が敗戦を経ることで、危機を克服した天皇の「聖断」を根拠に帝国憲法の法的継続性を主張する理論に転換したことが明らかになった。

国体論は敗戦、ポツダム宣言受諾、日本国憲法制定を帝国憲法の法理で説明する論理となっていたのである。すなわち、天皇の「聖断」によるポツダム宣言受諾を非常大権の発動(憲法制定権力の発動)としてとらえ、敗戦によって天皇親政が成就したという説明枠組が確立したのである。

以上のような国体論が戦後に持ち越された。かくして占領統治終了後に、日本国憲法の失効を説く憲法無効論や自主憲法論が浮上するのは必至であった。戦後の改憲思想は、

こうした戦時期の国体論を基盤にしていたことから、自主憲法論や憲法無効論という非立憲主義的特質を伴うことになったのである。それは戦後日本において、日本国憲法の改定は、立憲主義を看過した憲法制定権力の発動（憲法革命）を要請するものであったことを意味していた。

(2) 27年度は、前年度に引き続いて、戦前の国際法思想、安全保障論に関する研究を踏まえて、戦後平和主義の研究、そして、安全保障の観点に基づく戦後原子力開発の研究を行った。

【近代日本の安全保障政策構想と日米安保体制に関する研究】

憲法学の泰斗樋口陽一との立憲主義に関する学際的研究を目的にした研究会やシンポジウムを行った。その研究成果を研究代表者が代表編者兼執筆者を務め、樋口陽一、住友陽文、小関泰明、田中希生、佐藤太久磨を共同執筆者にした『立憲主義の「危機」とは何か』（すずさわ書店）としてまとめ、刊行した。

本書は、現在日本社会が直面している「立憲主義の危機」の淵源を帝国憲法体制に遡って、歴史内在的に究明するものである。研究代表者は「序章」及び「第六章 世界大戦のなかの立憲主義と世界連邦的国連中心主義」の執筆を担当した。

この論文では、戦前戦後の安全保障政策構想を通時的に把握し分析することで、戦前の立憲主義が敗戦を経て平和主義という国際立憲主義に転換したことの意味を解き明かした。

具体的には、満州事変以後の自衛権解釈の転回と近衛新体制などの国家再編のなかでの立憲主義の展開と帰結を跡付けて憲法第九条平和主義が有する立憲主義的構造を明らかにした。「大東亜共栄圏」建設を掲げるまでに激化した対外膨張に比例して、天皇大権を代位する実質的統治主体を生み出す近衛新体制運動が起こったが、その運動の挫折は、逆説的にも帝国憲法体制の主権不在の構造を露呈させた。

さらに、大東亜国際法構想という近代国際法に対する内在的批判が東亜のみならず西欧世界に対しても通用する普遍的な世界秩序構想を生み出していた。主権を実質化するような動向は、むしろ主権の自己否定に帰着していた。

戦時期における対内的対外的主権の自己否定さえも凌駕するものとして「敗戦」が訪れたこと、この「敗戦」による主権喪失が、主権を超えた普遍的な安全保障機関（国連）に帰属することで自己を制限しようとする主権意思（国際立憲主義）を生み出す契機となったことを本研究は明らかにした。

また、公表が遅れていた「戦前戦後改憲論に関する研究」の成果を『立命館文学』への掲載という形で公表した。

上記の研究以外にも「戦後原子力開発に関する研究」の計画にも着手した。

原子力研究所編『原子力諸法案の生れるまで』（日本原子力産業会議所蔵）、日本原子力研究所編『原子力調査時報』などの資料に依拠して、戦後政治の基盤形成という観点から原子力開発の問題に取り組んだ。

特に、1954年の原子力予算や原子力基本法の制定など原子力開発利用体制の草創期に着目し、原子力開発を強力に推進するための政治体制の構築という文脈から、中曽根の首相公選論を検討した。その際に、安全保障、戦後改憲論といった問題視座を取り入れて、原子力開発の歴史を調べた。

具体的には、中曽根の原子力開発への関わりや首相公選論、超党派の原子力合同委員会の原子力委員会案（前田正男案）、日本学術会議の原子力平和利用委員会案（前芝確三案）、また、憲法制定期の吉田茂内閣から岸信介内閣の60年安保改定を経て、佐藤内閣までの安全保障政策構想とそのもとでの防衛力整備計画の策定過程等々を検討対象とした。

以上の研究成果を小路田泰直、岡田知弘、住友陽文、田中希生編『核の世紀 - 日本原子力開発史 -』（東京堂出版）での論文掲載という形で公表することができた。

その要旨は以下の通りである。

【戦後原子力開発に関する研究】

吉田茂内閣、鳩山一郎内閣、岸信介内閣の第9条に関する憲法解釈と防衛政策の検討を通じて、原子力開発体制が潜在的な自主防衛体制であることを明らかにした。

岸信介内閣が核兵器合憲論を打ち出すとともに、国連中心主義、日米安保中心主義、平和主義に基づいた「国防の基本方針」のもとでの「第一次防衛力整備計画」、「第二次防衛力整備計画」と、自衛のための必要最小限度の実力としての九条解釈の枠内で防衛力整備を進めた。それは秘密裏に核武装の潜在能力を確保するためであった。自主防衛力は、日米安保体制が解消された場合に、短期間に核兵器製造を行う技術の確保を主目的に構築されていたのである。

吉田茂内閣、鳩山一郎内閣、岸信介内閣、池田勇人、佐藤栄作内閣で確立し展開された平和主義、国連中心主義、日米安保中心主義は、自主防衛体制構築に必須の核武装の潜在能力確保という至上命題を具体化するのに、最適な政治環境を醸成したのである。

他方で、原子力開発体制の整備を強力に進めるために憲法改正を含めた統治機構改革の潮流のなかからでてきた中曽根康弘の首相公選論は、核保有の意思を内外に明示するものであったことから、潜在的な可能性にとどまるほかなかった。日本は核保有の意思を否定しながら核保有を秘密裏に行うために、原子力開発体制を隠れ蓑にして、日米安保が破棄された場合に備えて自主防衛体制を構築してきたのである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

林尚之、戦時国体論のなかの憲法制定権力と改憲思想、立命館文学、査読有、643号、2015、1-20

林尚之、非常時のなかの立憲主義の転回と平和国家、立命館文学、査読有、638号、2014、22-38

〔学会発表〕(計 3 件)

林尚之、戦時国体論と戦後改憲論、近代日本思想史研究会・史創研究会、2015年8月30日、立命館大学(京都府・京都市)

林尚之、書評 小関素明著『日本近代主権と立憲政体構想』、近代日本思想史研究会、2015年5月30日、立命館大学(京都府・京都市)

林尚之、世界大戦のなかの立憲主義と世界連邦的国連中心主義、史創研究会、2014年8月30日、奈良女子大学・文系S棟(奈良県・奈良市)

〔図書〕(計 2 件)

小路田泰直・岡田知弘・住友陽文・田中希生編(分担執筆)林尚之、東京堂出版、核の世紀(執筆担当章)「第二部 平和国家の核保有と戦後政治」、2016、443(248-273)

林尚之・住友陽文編、すずさわ書店、立憲主義の「危機」とは何か(執筆担当章)「序章」・「第六章 世界大戦のなかの立憲主義と世界連邦的国連中心主義 近衛新体制と大東亜共栄圏の『敗戦』」、2015、215(4-15,162-199)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

林 尚之 (HAYASHI Naoyuki)

立命館大学 衣笠総合研究機構 研究員

研究者番号：20733273

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：